

保護者 各位

糸満市立真壁小学校
校長 宮里 安英
(公印省略)

インフルエンザ罹患に伴う出席停止について (通知)

お子さんがインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止期間中は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示を守り、療養させてください。

尚、登校の際は下記の治癒報告書(出席停止解除願い)を保護者の方が記入し、提出をお願い致します。

※保護者記入

治癒報告書 (出席停止解除願い)

糸満市立真壁小学校
校長 宮里 安英

年 組 児童名

- 1 受診した日・医療機関 (月 日 曜日・医療機関名)
- 2 診断名 (インフルエンザ 型)
- 3 出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)

月 日 (曜日)	日数	測定時間・体温
発症した日 / ()	0日目	午前/午後 時 分 °C
/ ()	1日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	2日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	3日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	4日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	5日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	6日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	7日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	8日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	9日目	午前 / 午後 時 分 °C
/ ()	10日目	午前 / 午後 時 分 °C

注意！
*「**発症後5日経過**かつ
解熱後2日経過」してからの登校となりますので、**最短でも6日目から**の登校になります。

←

*5日経過しても、**解熱後2日が経過して(3日目になって)**いない場合は、医師の了承があっても登校できませんのでご注意ください。(裏面参照)

上記のとおり、出席停止期間を経過し、治癒したので登校させます。

令和 年 月 日

保護者名

インフルエンザに関するお願い

インフルエンザにかかった場合「出席停止」となります。出席停止の目的は、学校という集団生活の場における「感染症の流行を防止すること」です。無理せずに自宅でしっかり療養し、1日も早く健康を回復することを願っています。健康・安全な学校生活を送るためにも、学校では、インフルエンザに関して下記の通り対応しています。

**出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」
(学校保健安全法施行規則第19条)**

出席停止期間は、病原体を多量に排出しており他人へうつしやすい期間と考えられています。

***「発症」とは、受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日です。そのため、病院受診時に、医師に発症日の相談・確認をすることが必要です。**

***出席停止期間が終了し、登校する初日は、表面の「出席停止解除願い」を保護者にて記入し、学校へ提出してください。病院の治癒証明書の代わりにになりますので、署名・捺印を忘れずをお願いします。**

出席停止期間の例をあげていますので、参考にしてください

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
例 1	発症後2日 目に解熱 した場合	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	発症後 6日目		
		出席 停止	登校 可能							
例 2	発症後3日 目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 6日目		
		出席 停止	登校 可能							
例 3	発症後4日 目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 7日目	
		出席 停止	登校 可能							
例 4	発症後5日 目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 8日目
		出席 停止	登校 可能							

1日中平熱
だった日
が「解熱し
た日」で
す。その翌
日が解熱
後1日目に
なります。
解熱後3日
目から登
校可能で
す。

*その後は、解熱した日によって出席停止期間が延びていく